

篠山口駅西地区地区計画区域内の届け出について

【建築等の届出等】・・・2部提出

- 地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合は、Aの様式により着手される予定日の30日前までに丹波篠山市長に届出をして下さい。

(都市計画法第58条の2第1項)

- なお、届出していただいた内容について、変更が生じた場合は、Bの様式により、当初届出した内容と変わる部分について、変更行為の着手される予定日の30日前までに丹波篠山市長に届出をして下さい。

(都市計画法第58条の2第2項)

(注) 地区計画の届出は、建築基準法に関する内容となりますので、建築確認申請の受付までに届出して下さい。

【届出の内容】

- 1) 土地の区画形質の変更
- 2) 建築物の建築又は工作物の建設
 - イ) 行為の種別・・・行為の内容を記入下さい。
 - ロ) 設計の概要
 - ① 敷地面積・・・行為の対象となる宅地の面積を記入
 - ② 建築又は建設面積・・・建築面積を記入
 - ③ 延べ面積・・・延べ床面積を記入
 - ④ 高さ・・・建築物の高さを記入
 - ⑤ 用途・・・建築物の用途を記入
 - ⑥ 垣又はさくの構造・・・道路に面する部分設置されるものについては、その構造を記入
- 3) 建築物等の用途の変更・・・既設の建築物の用途を変更される場合、その用途の返納内容を記入して下さい。
- 4) 建築物等の形態又は意匠の変更・・・外壁の色等を変更する場合はその内容を記入して下さい
- 5) 伐採面積をご記入下さい。

【届出書の添付書類】・・・2部提出

- 1) 土地の区画形質の変更の場合
 - ・行為が行われる土地の区域並びに区域周辺の公共施設（道路・水路等）を表示した図面
[縮尺1/1000以上]
 - ・設計図 [縮尺1/100以上]
- 2) 建築物の建築、工作物の建設等の場合
 - ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 [縮尺1/100以上]
 - ・2面以上の建築物の立面図・各階平面図 [縮尺1/50以上]
 - ・2面以上の工作物の立面図 [縮尺1/50以上]
- 3) 建築物又は工作物の形態又は、意匠の変更の場合
 - ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 [縮尺1/100以上]
 - ・2面以上の立面図 [縮尺1/50以上]

(注)〔 〕内の縮尺については、敷地の大きさや建物の大きさによって事前に協議できるものとします。考え方としては、建築確認申請で作成される図面を併用できるよう配慮します。

※建築物又は工作物の立面図には、外壁の色の彩度（色の濃淡を表示する数字）を示して下さい。

【外壁の色】

基調となる色は、けばけばしくならないようにして下さい。その範囲はマンセル色票系において、概ね以下のとおりです。

- 1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- 2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- 3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

【屋根の色】

外壁の基準と同様です。

問い合わせ先

丹波篠山市まちづくり部地域計画課都市計画係

TEL079-552-1111、FAX079-552-0619